

一般社団法人レーザセンシング学会

委員会に関する規則

令和 3 (2021) 年12月22日 制定

令和 5 (2023) 年 5月12日 改定

令和 6 (2024) 年 8月 9日 改定

(目 的)

第1条 本規則は、定款第34条に基づき、委員会の設置などについて必要な事項を定める。

(常設委員会)

第2条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 情報整備委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 表彰委員会
- (6) 功労賞選考委員会
- (7) 将来計画委員会

(常設委員会の職務)

第3条 企画委員会は、次の各項の職務を行う。

- (1) レーザセンシングシンポジウムの企画。
- (2) レーザセンシングセミナーの企画。
- (3) 大気ライダー研究会の企画、開催支援。
- (4) 学術講演会等の企画。

2 編集委員会は、次の職務を行う。

- (1) 学会誌・ニュースレターや技術解説等の編集(情報整備委員会の所掌に属するものを除く)。

3 情報整備委員会は、次の各項の職務を行う。

- (1) ホームページの管理。
- (2) メールニュースの編集・発行。
- (3) 学会誌・ニュースレター等の刊行。

4 総務委員会は、次の各項の職務を行う。

- (1) 法務。
- (2) 総会、理事会及び運営審議会の運営。
- (3) その他、他の委員会及び担当理事が所掌しない本会運営に関わる事業及び業務。

5 表彰委員会は、次の職務を行う。

- (1) 若手奨励賞及び論文賞の募集・審査に関する業務。

6 功労賞選考委員会は、次の職務を行う。

- (1) 功労賞の選考。

7 将来計画委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の将来計画に関する検討、提案。

(常設委員会の構成)

第4条 各常設委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 各常設委員会の委員長は、各担当理事が務める。

3 各常設委員会の副委員長及び委員は、各委員長が正会員より選任し、理事会の決議を経

- て会長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
 - 5 各常設委員会の委員長は、各委員会の了承を得て、各委員以外のものを委員会に出席させ、協力を求めることができる。
 - 6 各常設委員会の副委員長及び委員の任期は、就任時の各委員長の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(その他の委員会)

第5条 本会に常設委員会以外に以下の委員会を置く。

- (1) レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会
- (2) 役員候補者選挙管理委員会
- (3) セミナー委員会
- (4) プロジェクト調査委員会

(その他の委員会の職務)

第6条 レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会は、次の職務を行う。

- (1) レーザセンシングシンポジウムの運営。
- 2 役員候補者選挙管理委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 役員候補者選挙。
- 3 セミナー委員会は、次の職務を行う。
 - (1) レーザセンシングセミナーの運営。
- 4 プロジェクト調査委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会によって決議された業務。

(レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会の構成)

第7条 レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会（LSS実行委員会）は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 LSS実行委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会によって正会員より選任される。
- 3 LSS実行委員会の委員の内、少なくとも1名は企画委員会委員から選出する。
- 4 LSS実行委員会構成員の任期は、担当するレーザセンシングシンポジウムの運営が終了するまでとする。
- 5 LSS実行委員会副委員長は、次期LSS実行委員会の委員長となる。

(役員候補者選挙管理委員会の構成)

第8条 役員候補者選挙管理委員会（選挙管理委員会）は、委員長、副委員長及び委員各1名をもって構成する。

- 2 選挙管理委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会によって正会員より選任される。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 選挙管理委員会構成員の任期は、委員会設置時の会長の任期までとする。
- 5 選挙管理委員会構成員が役員候補者に立候補し、あるいは推薦されて受諾した場合は、構成員の資格を失う。
- 6 前項により構成員が欠けた場合、理事会は構成員を補充することができる。

(セミナー委員会の構成)

第9条 セミナー委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 セミナー委員会の委員長、副委員長は、理事会によって正会員より選任される。
- 3 セミナー委員会の委員は、委員長により正会員から選出される。ただし、少なくとも1名は、企画委員会委員から選出する。
- 4 セミナー委員会構成員の任期は、就任時の企画委員長の任期までとする。ただし、再任

を妨げない。

(プロジェクト調査委員会の構成等)

- 第10条 プロジェクト調査委員会は、理事会が必要と認めた場合、時限で設置することができる。
- 2 正会員は、理事会に対し、プロジェクト調査委員会の設置を求めることができる。
 - 3 プロジェクト調査委員会は理事会で毎年度更新の承認を必要とする。
 - 4 プロジェクト調査委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 - 5 プロジェクト調査委員会の委員長及び副委員長は、理事会によって正会員より選任される。
 - 6 正会員からの求めによりプロジェクト調査委員会が設置された場合は、原則として提案者を委員長とする。
 - 7 プロジェクト調査委員会の委員は、委員長により正会員から選出される。ただし、調査上、特に必要がある場合は、理事会の承認を得て、非会員から少数の委員を選出することができる。

(委員等の解任)

- 第11条 各委員会の委員長、副委員長及び委員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

令和 3 (2021) 年12月22日 制定・施行

令和 5 (2023) 年 5月12日 改定

令和 6 (2024) 年 8月 9日 改定